

利用規定改定のお知らせ

ワンタイムパスワード（ハードトークン）の導入に伴い利用規定を追加・変更・削除いたします。

NCBビジネスダイレクトご利用規定	
現 行	改 正 後
第21条 本人確認 1. 本人確認方式 (1) 本サービスには、サービスをご利用いただく際の認証方法として、以下の本人確認方式があります。 [1] 電子証明書方式 電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 [2] 電子証明書方式とワンタイムパスワードの併用方式 電子証明書およびログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 [3] ID・パスワード方式 ログインIDおよびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 [4] ID・パスワード方式とワンタイムパスワードの併用方式 ログインIDおよびログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 (2) 当行では電子証明書方式を用いた本人確認方式を原則としています。ただし、端末環境等やむを得ない事情がある場合には、「ID・パスワード方式」による本サービスのご利用を認めています。 2. ログインIDの取得・管理 (1) 前項(1)に定めるいずれの本人確認方式の場合も、初回ご利用時に、当行所定の申込書にあらかじめ指定された代表口座番号、照会暗証番号をご入力いただき、当行が受信した代表口座番号、照会暗証番号との一致を確認した場合は、送信者を契約者本人とみなし、ログインIDおよびログインパスワードおよび確認用パスワード（以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます）を取得いただきます。この手続によって当行に届けられたパスワードを本サービスの正式なパスワードとします。 (2) ログインID、パスワードは重要な情報です。ログインID、パスワードの指定にあたっては、生年月日、電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。 3. 電子証明書の取得・管理 「電子証明書方式」もしくは「電子証明書方式とワンタイムパスワードの併用方式」をお申込の場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者の使用端末にインストールしていただきます。（電子証明書方式では、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。） (1) 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。契約者は有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当行はお客様に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 (2) 本契約が解除された場合、電子証明書は無効となります。	第21条 本人確認 1. 本人確認方式 (1) 本サービスには、サービスをご利用いただく際の認証方法として、以下の本人確認方式があり、<u>ワンタイムパスワードの利用は必須となっております。</u> 〔削除〕 [1] 電子証明書方式とワンタイムパスワードの併用方式 電子証明書およびログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 〔削除〕 [2] ID・パスワード方式とワンタイムパスワードの併用方式 ログインIDおよびログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 (2) 同左 2. ログインIDの取得・管理 (1) 同左 (2) 同左 3. 電子証明書の取得・管理 「電子証明書方式とワンタイムパスワードの併用方式」をお申込の場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者の使用端末にインストールしていただきます。（電子証明書方式では、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。） (1) 同左 (2) 同左

NCBビジネスダイレクトご利用規定

現 行	改 正 後
4. ワンタイムパスワードサービス ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」といいます）にインストールされた専用ソフト（ワンタイムパスワードアプリ以下「携帯アプリ」といいます）により、取得され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、本規定21条（1）項の本人確認手続に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。 （1）ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスのインターネットバンキング契約者となります。 （2）契約者はインターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用申込み」の手続きを行い、携帯アプリを携帯電話機にダウンロードし設定手続きを行ってください。その後、インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード認証確認」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します。 （3）ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。 （4）当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行はワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。ワンタイムパスワードの利用再開を希望される場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。 （5）携帯アプリをインストールした携帯電話機を変更される場合は、管理者がインターネットバンキングで「利用者管理メニュー」から対象の利用者の「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。全ての管理者が利用停止になり、ログインできるユーザがいなくなった場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。 （6）ワンタイムパスワードサービスの利用中止を希望する場合は、当行所定の方法により手続きを行ってください。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記〔2〕の手続きを行ってください。 （7）ワンタイムパスワードおよび携帯アプリをインストールした携帯電話機は、契約者ご自身で厳重に管理してください。携帯電話機を紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出てください（ビジネスヘルプデスク：電話番号0120-742-522）。 〔挿入〕 〔挿入〕 〔挿入〕	4. ワンタイムパスワードサービス ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機・スマートフォン（以下「携帯電話機」といいます）にインストールされたワンタイムパスワード生成アプリケーション（以下「ソフトトークン」といいます）、もしくはワンタイムパスワード生成機（以下「ハードトークン」といいます）により、生成・表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。 （1）同左 （2）ワンタイムパスワードの利用は当行所定の申込書により、ソフトトークンまたはハードトークンのいずれか1つを選択してください。ワンタイムパスワードの利用は無料です。…〔挿入〕 （3）ハードトークンの利用申込後、当行は契約者の届出住所にハードトークンを発送します。ハードトークンの発送は日本国内に限りです。なお、届出住所不備または不在等によりハードトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当行所定の利用申込を行ってください。…〔挿入〕 （4）ソフトトークンの利用申込後、アプリケーションのダウンロードを行ってください。…〔挿入〕 （5）ワンタイムパスワードの利用は、利用開始登録を行うことで可能となります。インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード認証確認」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します。…〔（2）を変更〕 （6）ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。…〔（3）を移動、現行の（6）は削除〕 （7）当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行はワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。ワンタイムパスワードの利用再開を希望される場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。…〔（4）を移動〕 （8）ソフトトークンとして利用している携帯電話機を変更される場合は、管理者がインターネットバンキングで「利用者管理メニュー」から対象の利用者の「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。全ての管理者が利用停止になり、ログインできるユーザがいなくなった場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。…〔（5）を変更〕 （9）契約者の責に帰さない故障・破損等によりハードトークンにワンタイムパスワードが表示されなくなった場合、当行はハードトークンを無償で交換します。契約者の責による故障・破損等の場合、または紛失した場合は当行所定の再発行手数料が必要です。 （10）ワンタイムパスワードは厳重に管理し、他人に知られないようにしてください。ソフトトークンとして利用している携帯電話機・ハードトークンは紛失、または盗難に遭う等のないよう十分ご注意ください。ソフトトークンとして利用している携帯電話機・ハードトークンは紛失、または盗難に遭う等した場合は、速やかに契約者から当行に届出下さい。（ビジネスヘルプデスク：電話番号0120-742-522）…〔（7）を変更〕 附則 1.本規定 第21条を平成26年11月17日から改定する。但し、同条1項（1）、3項については、平成27年2月2日から適用するものとする。